

平成30年第7回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成30年8月24日(金)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	52号	平成30年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	53号	東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	54号	東京都北区立学校の位置変更について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	59号	中学校における特別支援教室の実施について	了承
5	60号	特別支援学級の設置に関する検討結果(報告)について	了承
6	61号	家庭福祉員の移転について	了承
7	62号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第7回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成30年8月24日(金) 13:30

清正教育長 それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第7回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第52号議案「平成30年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、第52号議案でございます。一般会計補正予算(第2号)の意見聴取に基づく議案につきまして、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書を3枚おめくりいただきまして、5ページをお開きをお願いいたします。こちらの第1表、歳入歳出予算補正でございますけれども、教育委員会に関する部分の歳入歳出予算となっております。教育振興部、それから子ども未来部の予算が合算されてございます。

詳細につきましては、別添資料をつけさせていただいておりますので、後ほど、教育振興部に係る分につきましては私から、子ども未来部に係るところにつきましては子ども未来課長から説明させていただきます。

初めに、この第一表につきましてご説明いたします。下の表でございます。歳出のほうからご説明いたします。

3款福祉費、4項児童福祉費、表の右から2列目が補正額となります。5億4,480万6,000円の増額。その下、8款教育費でございます。お示しのとおり1項から6項まで、差引合計で6,115万9,000円の増額でございます。歳出合計の補正額でございます。6億596万5,000円の増額でございます。

次に上の表でございます。歳入でございます。14款国庫支出金、15款都支出金、20款諸収入、それぞれお示しのとおりでございまして、歳入の合計で1億8,122万8,000円の補正額でございます。増額でございます。

次に、裏面の6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の補正につきましては、後ほど子ども未来課長からご説明いたします。

次に、補正予算の詳細につきまして別添資料に沿いまして、まず教育振興部に係るところをご説明させていただきます。第52号議案参考資料でございます。①をごらんいただきたいと存じます。

最初に、下のほうでございます。歳出のほうからご説明をさせていただきます。歳出を説明する中で関連する歳入等の内容も説明させていただきたいと存じます。まず、第

1項の教育総務費、教育指導費の（1）職員給与費、こちらが2,950万の増額でございます。今年度4月の実数に基づきまして予算を増額するものでございます。

（2）学校における働き方改革の推進費でございます。働き方改革の取り組みといたしまして、お示しのアンケート調査、それから出退勤管理のためのタイムレコーダー導入経費といたしまして、451万9,000円増額するものでございます。こちらにつきましては上の表、歳入のほうで計上しております、上から三つ目の数字でございます、補正額343万2,000円がこの都補助金でございます。

続きまして、第2項小学校費、学校管理費（1）職員給与費、こちらは職員数の減によりまして、4,880万円の減額でございます。（2）校舎等維持修繕費につきましてはブロック塀等の緊急対策工事で2,785万7,000円の増額でございます。こちらは後ほど学校改築施設管理課長から説明があります。

次に、教育振興費の（1）就学援助費、978万6,000円の増額でございます。平成30年度の都区財政調整の就学援助費、新入学児童学用品費の単価が改定されたことに伴いまして、北区の新入学児童生徒学用品等購入単価を見直し、既に支給されております金額との差額を支給するものでございます。この4月から財調の改定金額でございますけれども、小学1年生が2万3,890円から4万7,380円、それから中学生でございます。中学1年生でございますけれども、2万6,860円から5万4,070円に改定されてございます。

一方で、この改定後の単価、大幅に単価が上がっているところでございますけれども、これを適用いたしますと、既に生活福祉課が支給しております、要保護者の支給金額を小1、それから中1ともに7,000円弱上回ってまいります。このため、生活保護基準の単価を上限といたしまして、小学1年生につきましては現行2万3,890円から4万6000円、1万6,710円の増額でございます。中学1年生につきましては現行、2万6,860円から4万7,400円、2万5400円の増額として改訂し支給するものでございます。

なお、この改定差額の支給につきましては、補正予算成立後速やかに直近の就学援助費支給予定日に支給できるよう準備を進めてまいります。

続きまして、第3項、中学校費学校管理費のうち、（1）校舎等維持修繕費780万円の増額につきましてはブロック塀の工事でございます。後ほど説明がございました。

（2）は特別支援教育推進費640万円の増額でございます。こちらにつきましては平成31年、来年の4月から全ての区立中学校におきまして、特別支援教室の巡回指導を実施するために必要な整備費用を計上するものでございます。

こちらにつきましては、歳入もございまして、上の表でございます。歳入の一番下で計上しております補正額527万1,000円がこの都補助金でございます。

次に教育振興費の（1）就学援助費1,589万7,000円の増額につきましては先ほど小学校費の中で説明したとおりでございます。

裏面をお願いいたします。第4項校外施設費の校外施設管理費（1）那須高原学園管理費230万円の増額でございます。那須しらかば荘の施設修繕費用に必要な金額を増額計上するものでございます。

その下、第6項認定こども園費、区立認定こども園費の（1）職員給与費360万円

は職員数増による増額補正でございます。

この後、先ほど申し上げましたとおり、ブロック塀の工事に関する部分につきまして学校改築施設管理課長から、その後子ども未来部に関する補正予算につきまして、子ども未来課長ほか、担当理事者より説明をいたします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 それでは、私のほうからは当日配布になって申しわけございません、第52号議案参考資料⑥のご説明をさせていただきます。

ただいま、教育振興部の予算についてご説明をいたしました。この後子ども未来部のほうにも同様にブロック塀の予算のご説明があります。私のほうからは一括してブロック塀等の対応についてということで、北区及び教育委員会としての対応をご報告させていただきます。

平成30年の6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によって事故が起きて、その事故をきっかけに文科省のご指示のもと、北区として調査を行ってきたものの対応でございます。記書きの1番でございます。

既に速報としてご報告をさせていただきましたが、早急に対応する施設として西が丘小学校1校がございました。これにつきましては既に予備費によって工事を発注、施行してございまして、8月の末には工事が完了する予定でございます。

それから本日の議案である9月補正予算の対応分が2の部分でございます。

今年度内に対応する施設といたしまして、その判定基準を建築基準法施行令に適用していないブロック塀、または外形上は適合しているけれども、著しい損傷が認められる場合、あるいは利用者及び通行人の状況により、予備費対応とまではしなかったけれども危険度は0とは言えないもの、これらについてその下、施設名でお示しをしておりますが、小中学校9校、幼稚園1校、児童室1室、保育園4園、計15施設について補正予算を計上いたしまして、年度内に改善を図ることといたしました。

3、今後の予定でございます。

(3) のところで (1) (2) はただいまご説明をしたとおりでございますが、(3) について、そのほかのブロック塀等がある施設ということで、継続的、定期的に状況把握に努めというふうに記載をさせていただいておりますが、学校施設におきまして、基準に適合しているブロック塀が、6校、残りでございます。これにつきましては文科省のほうから既に、今後構造上安全かどうかの内部調査を行うようにというふうに指示をいただいておりますので、この後調査をして、適合はしているけれども内部の劣化が進んでいるものというのは次年度予算において、また改めて対応をご相談させていただきたいと考えております。

私からのご報告は以上でございます。

子ども未来  
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来  
課長

それでは、私のほうから子ども未来部関連の補正予算についてご説明をさせていただきます。

恐縮ですけれども一番最初の52号議案の6ページ、一番最後のページにあります債務負担行為補正について、まず、ご説明をさせていただきます。一番最初の資料の一番裏面でございます。

こちらにつきましては、1番目の王子本町保育園から4番目の浮間さくら草保育園までは指定管理期間が複数年度にわたるため、また5番目の赤羽台保育園につきましては債務負担額の変更、そして6番、7番目の仮称新志茂保育園整備工事、そして滝野川北保育園改修設計業務委託につきましてはそれぞれ工事、設計が2カ年にわたるため債務負担を設定するものでございます。

続きまして、説明資料の2番、子ども未来部のほうの表をごらんいただければと思います。こちらの最初、裏面の歳出のほうからご説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては主なものを説明させていただくとともに、国あるいは都への補助金等の精算に伴う返還金については説明を省略させていただければと思います。

初めに、第3款福祉費でございます。第4項児童福祉費につきましては総額で5億4,000万円与となっているところでございます。

まず、最初の児童福祉総務費についてでございます。(2)の小規模保育所等開設準備費につきましては、二つの認証保育所が認可保育園へ移行することが予定されているところから改修等を支援する経費を計上しているものでございます。

次に、保育所費についてでございます。(1)公立保育園運営委託費は公定価格の引き上げによる指定管理料の増額でございます。

続きまして、児童保育費についてでございます。(1)私立保育所委託費は国基準の保育実施費の増額、そして(2)の地域型保育給付費の増額につきましては、増額分としまして957万8,000円、そして逆に家庭的保育事業等の開設予定の延期、これによります経費を4,583万1,000円減額しておりまして、補正額としては3,625万3,000円のマイナスという補正額でございます。

(3)民間保育所運営支援事業費では、新たな東京都の補助制度であります、森と自然を活用した保育推進のための補助金、補助率10/10を活用しまして、その実施経費を計上させていただいているものでございます。

また、先ほど教育振興部のご説明にもありましたように、大阪北部地震を踏まえまして、ブロック塀等を改修する経費を計上しているものでございます。

次に、子育て支援費についてでございます。(1)留守家庭児童対策費で学童クラブの待機児解消のための定員拡大に伴います経費を増額しておるところでございます。詳細につきましては、後ほど別紙資料でご説明をさせていただきます。

次に、児童福祉施設建設費の(1)保育所改修費でございます。旧志茂東ふれあい館

を改修いたしまして、区立保育所として整備するための改修工事費及び閉館予定の滝野川北児童館を保育所として整備するための設計費を計上しているものでございます。こちらにつきましても、後ほど担当課長からご説明をさせていただきます。

歳出の最後は、第8款教育費の第6項認定こども園費でございます。こちらにつきましては私立認定こども園の29年度の国等負担金の精算に伴う返還金でございます。

表面の1ページのほうにお戻りいただきまして、歳入でございます。歳入につきましては今歳出予算で計上しました経費に対する補助金等の新規及び増額、あるいは減額の予算の計上となっているところでございます。

第14款の国庫支出金、第1項国庫負担金(1)でございます。委託保育実施費は先ほどの私立認可保育所等の入所実施費に関する国庫負担金等の増額及び地域型保育事業の開設予定延期に伴う減額によるものでございます。

第2項の国庫補助金につきましては子ども・子育て支援交付金が学童クラブの待機児解消のための新規開設に伴う補助金の増額、(2)の保育対策総合支援事業費の補助金につきましては認証保育所の認可施設への移行に伴う補助金の増額でございます。

第15款の都支出金につきましても、第1項都負担金(1)委託保育実施費が先ほどの国庫負担金と同様でございます。

また、第2項都補助金(1)委託保育実施費(2)子ども家庭支援包括保護事業費(3)子ども・子育て支援交付金はいずれも歳出で計上した経費に対する補助金でございます。

最後に20款諸収入でございます。第1項雑入は児童保育委託費の補助金の清算に伴う保育園からの返還金でございます。

全体の子ども未来部の説明は以上でございます。引き続きまして恐縮ですが、参考資料の③、学童クラブの定員拡大等につきまして、私のほうから引き続きご説明をさせていただければと思います。

まず、1番の要旨及び2番の現況でございます。学童クラブにおきましては、この平成30年4月現在125名の待機児童が発生してしまいました。本年度は小学校敷地内に別棟を建設し、定員拡大を図る経費等を当初予算に計上させていただいたところでございます。その後、待機児童が多数生じてしまった学童クラブを中心に、さらなる取り組みについて検討調整をしてきたところでございます。

このたび、そのうち定員拡大のめどが立った学童クラブにつきまして、平成31年度に向けた改修費等の準備経費を計上させていただくものでございます。(3)で具体的な定員拡大策についてお示しをさせていただいております。(1)、(2)とありますけれども、合わせて延べ、約でございますけれども、260名程度の定員を拡大する予定としておるところでございます。(1)のところは学校施設等を活用しての定員拡大ということで、①から⑤まで、それぞれの学校名をお示しして、主な定員拡大の状況、予定を括弧で併記をさせていただいたところでございます。

なお、最終的な設置場所の詳細、あるいは定員等につきましては関係機関と調整をさせていただいたり、設計の中で固めていきたいと思っておりますので、現時点の予定ということでご理解をいただければというふうに思っております。(2)につきましては、先ほどご説明しましたように既に当初予算で説明をさせていただいた浮間小以下、三校分の

別棟の建設及び定員についてご案内をしているところでございます。

裏面のほうをお願いしたいと思います。直接定員拡大ではございませんけれども、合わせて学童クラブの移設予定がありますので、桐ヶ丘児童館内にあります育成室についての説明をさせていただいているところでございます。

現在桐ヶ丘児童館内にあります二つの育成室、定員40名につきまして、放課後子ども総合プランの一体型運営ということで小学校内に移設する予定でございます。

最後に5番、今後の予定でございます。10月から保護者説明会等々を開催させていただき、ご案内をさせていただければと思います。その後、30年11月に、今回につきましては補正予算のご説明でございますけれども、実際学童クラブを設置する場合には設置条例、こちらのほうも上程して審議をいただきますので、その条例改正案を上程する予定でございます。その後秋ごろから工事を着手しまして、おおむね3月中に改修工事を行いまして、開設の準備を合わせて行い、31年4月から学童クラブを開始させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

子育て施策  
担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策  
担当課長

それでは、私からは第52号議案参考資料の④及び⑤につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に一点目でございます。第52号議案参考資料④、旧志茂東ふれあい館を活用した北区立志茂保育園の移転等に係る進捗状況についてご説明をさせていただきます。

項番1番の要旨でございます。平成29年8月29日の教育委員会協議会におきまして平成30年3月をもって閉館した、旧志茂東ふれあい館に改修工事を行った上で志茂保育園を移転するとともに、指定管理者制度を導入することをご報告させていただきました。教育委員会協議会への報告以後、改修設計業務を進めるとともに、保育園利用者及び地域向け説明会を開催してまいりましたが、説明会等におきましては音の不安に対する対策や、前面道路の壁面後退に係る意見、ご要望が寄せられたことなどから、必要な対策を盛り込んだ改修設計計画をまとめさせていただいたところでございます。

今後、改修工事に着手させていただくため、今回補正予算で改修費を計上させていただくものでございます。また、平成32年度からは指定管理者制度を導入する予定でございますので、指定管理者候補者選定委員会を設置し、指定管理者候補者の選定作業を開始させていただくものでございます。

項番2番の経過でございます。平成29年8月29日に教育委員会協議会でご報告しまして以降、10月6日に志茂町会自治会連合会からご要望書の提出がございました。また、10月17日には保護者説明会を開催しまして、導入目的や方針についてご説明をさせていただいたところでございます。10月24日には地域向け説明会を開催いたしまして、30年の3月29日には再度地域の方向けに周辺環境などの整備に関する説

明会を開催させていただいたところでございます。6月から7月にはアンケートによる保護者要望の取りまとめを行わせていただきまして、7月に改修設計計画が完成したところでございます。

続きまして、項番3番の対策の概要でございます。括弧の1番、防音対策の実施でございます。園庭外周部に防音壁を設置するとともに、園舎のサッシをペアガラスや二重サッシにする対策を取らせていただきます。

裏面のほうにお進みください。括弧の2番、セットバックの実施でございます。前面道路を保育園の一部として歩道状空地に整備させていただくものでございます。

項番4番、今後の予定でございます。平成30年9月に改修工事に係る補正予算案を提出させていただきまして、10月に指定管理者選定委員会を設置する予定でございます。11月に旧志茂東ふれあい館改修工事に着手いたしますとともに、指定管理者公募説明会の開催及び募集開始を予定してございます。

平成31年2月の第1回区議会定例会に指定管理制度導入のための債務負担行為設定の予算案を提出いたしまして、4月には指定管理者の選定委員会におきまして、指定管理者候補者を選定する予定でございます。6月には第2回区議会定例会に指定管理者指定議案を提出、7月からは保護者、指定管理者、区による三者協議を実施させていただきます。12月には改修工事を完了し新園舎（旧志茂東ふれあい館）への移転を予定してございます。そして、平成32年1月から3月にかけて、引継保育の実施、4月には指定管理者による運営を開始する予定となっております。

第52号議案参考資料4のご説明は以上でございます。

続きまして、第52号議案の⑤、遊休施設を活用した区立滝野川北保育園の拡張等についてをご説明させていただきます。

項番1番の要旨でございます。平成30年2月27日開催の教育委員会におきまして、平成31年3月をもって滝野川北児童館を閉館することをご報告いたしましたが、閉館後の遊休施設の有効利用を図るとともに平成30年4月現在で待機児童が発生してございます、滝野川地区におきます待機児童解消の取り組みを進めるため、児童館に併設している滝野川北保育園の児童館跡を活用し、拡張するものでございます。本補正予算におきましては、このための改修設計費を計上させていただくものでございます。

また、拡張に当たりましては旧滝野川第六小学校に設置している滝野川北保育園つばみ分園を吸収・統合するものでございます。

なお、拡張後の保育園の運営につきましては指定管理諸制度を導入することを予定しているところでございます。

項番2番の施設概要でございます。施設名、所在地、延べ床面積、建築年度についてそれぞれおしをさせていただいたところでございます。児童館保育園につきましては昭和47年の建設後、大規模改修を行っておらず、施設設備の老朽化が進んでいることから旧児童館部分を含めまして拡張に合わせて大規模改修も行わせていただくものでございます。

なお、括弧1番の児童館部分につきましては11階建ての都営住宅、都営滝野川三丁目第2アパート、2階部分に併設されているところでございます。括弧2番の保育園部分につきましては、当都営住宅の1階部分、及び2階3階に一部併設となっております。

す。また、括弧3番のつぼみ園分園につきましては、旧滝野川第六小学校校舎1階の一部を活用しているところでございます。

続きまして、項番3番、改修工事期間中の保育についてでございますが、児童館跡の改修工事期間中につきましては、旧滝野川第六小学校を仮園舎として活用し、分園と一体となった保育を行う予定となっております。

項番4番のその他の括弧1番、定員数についてでございますが、現在の保育園及び分園の定員合計数に加えて3歳児以降の受け入れ枠の拡大を今後検討させていただきます。なお、平成31年度につきましては、旧滝野川第六小学校の分園の3歳児の進級枠を確保させていただきます。

裏面でございます。平成30年4月現在の認可定員数、平成31年4月予定の認可定員数、平成33年4月拡張統合後の認可予定数をそれぞれお示しさせていただいております。平成31年4月につきましては分園の3歳児進級枠を確保いたしてございます。また、平成33年4月につきましては、設計の状況によりまして変更になる場合はございますが、進級枠も含めまして、165名の認可定員を確保させていただく予定となっております。

括弧の2番の指定管理者制度導入後に実施予定の保育サービスでございます。現在は延長保育を実施してはございませんが、指定管理者制度導入後は2時間延長保育の実施を予定してございます。また、一時預かり保育につきましても、指定管理者制度導入後は実施させていただく予定でございます。

項番5番の今後の予定でございます。平成30年9月に保育園拡張改修設計委託を含む本補正予算案を提案させていただきます。10月には保育園利用者及び地域向け説明会を開催いたしますとともに、平成31年4月入所に向けました保育所利用案内におきまして改修及び指定管理者制度への移行を周知させていただく予定でございます。

12月から指定管理者制度導入に関する保護者協議を開始いたしまして、31年3月には児童館の閉館、6月に旧滝野川第六小学校への仮移転のための工事を着工させていただきます。8月には保育園拡張、改修設計計画完成、10月に指定管理者候補者選定委員会の設置及び候補者の募集を開始させていただきます。12月には保育園を旧滝野川第六小学校へ移転いたしまして、児童館跡等の拡張改修工事を着工いたします。平成32年4月には選定委員会において指定管理者候補者を選定、6月には指定管理者指定議決議案を区議会へ提出させていただきまして、9月には拡張改修工事の完了、11月には拡張改修後の園舎への移転、33年1月には引継保育を開始いたしまして、4月に指定管理者による運営の開始を予定しているところでございます。

第52号議案参考資料⑤の私からのご説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。長時間にわたりましたが、本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員	<p>たくさんの説明ありがとうございました。</p> <p>一点だけ教えていただきたいのですが、一番最初のご説明の中で、小学校、中学校への働き方改革の支援事業としてタイムレコーダーの導入というのがございますけれども、たくさんの働き方改革の検討課題の中でこれを取り上げた理由ですとか、タイムレコーダー導入によって得られる効果といったものがどのようにお考えなのか、教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>現在検討を進めております、教員の働き方改革の中で、まずは、北区の教員の勤務の実態を把握するということの必要性を重んじまして、まずはタイムレコーダーの導入を図ろうということと同時に、今回現状もやはり東京都のほうで昨年度アンケートは実施しているのですが、本区の全小中学校の教員の働き方の実態を把握するという上で、アンケートの実施も同時に考えております。今後、そういった実態を踏まえまして、現在検討を進めております働き方改革の中で具体的な対応策に結びつけていきたいという思いでこのタイムレコーダーの導入を図るということを考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
本間委員	ありがとうございました。
清正教育長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は意見なしにすることに決定させていただきます。</p> <p>次に日程第2、第53号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。</p>

学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>それでは、第53号議案につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書を1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。今回、意見聴取のごさいました議案ですが、全部で6件でございます。</p> <p>私からは教育振興部に係る条例案につきまして、ご説明を申し上げます。後ほど子ども未来部に係る議案につきましては、担当の理事者のほうからご説明がございまして、</p> <p>それでは、1番東京都北区立学校の学校医、学校歯科科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、3ページからが本条例の改正案になります。</p> <p>恐れ入ります、議案書の6ページの説明欄をごらんください。学校医等の公務災害補償に係る介護補償の限度額の改定を行うため、本条例案を提出させていただくものでございます。</p> <p>本条例は東京都の基準に準拠して定めているところでございますが、このたび関係の政令、そして都条例の改正に伴いまして改正をするものでございます。</p> <p>続きまして、7ページから8ページにかけて参考資料、新旧対照表をごらんください。介護補償の限度額につきまして、第12条第2項第1号から第4号まで現行の下段から改正後の上段のとおり、それぞれ引き上げを行うものでございます。</p> <p>それでは、5ページにお戻りいただきまして、付則でございます。本条例は公布の日から施行してまいります。</p> <p>第2項では経過措置として改正後の規定は平成30年4月1日に遡及して適用してまいります。</p> <p>続いて、6ページにまいりまして、付則第3項では適用日から本条例の施行日の前日までに介護補償が支払われた場合、それを改正後の介護補償の内払いとみなすことについて規定するものでございます。</p> <p>以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。</p>
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	<p>それでは、続きまして私のほうから2番の東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>本件に関しましては、平成30年2月27日開催の教育委員会にて既にご報告させていただいた内容につきまして、今回条例改正案を上程させていただいたものでござい</p>

す。恐縮ですけれども、9ページからが本件に関するところでございますけれども、初めに11ページまでお進みいただければと思います。

説明欄でございます。本件は東京都北区立滝野川北児童館を廃止するため、この条例案を提出するものでございます。なお、児童館につきましては、放課後子ども総合プラン、この導入に伴いまして、小学生の放課後の安全安心な居場所が小学校内に確保されるとともに、子どもセンター、ティーンズセンター配置方針等を踏まえまして、子どもセンター、ティーンズセンターへの移行及び統合を計画的に進めているところでございます。

恐れ入ります、12ページにお進みいただきまして、新旧対照表になっているところでございます。こちら滝野川北児童館のところを削除するものでございます。

13ページに案内図をお示ししているところでございます。

恐縮ですけれども、再び11ページにお戻りいただきまして、付則でございます。施行期日につきまして、記載をさせていただいているところでございます。この条例は平成31年4月1日から施行をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほうお願いいたします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

それでは、私からは残りの3番、4番、5番、6番、こちらの4議案について一括して説明をさせていただきます。いずれも区立保育園の指定管理者の指定議決になります。既にこの四つの保育園でございますが、現在指定管理者制度が導入されておりまして、いずれ保育園で施設利用者の処遇の安定性や継続性が重要となる処遇施設でございます区のガイドラインに基づきまして、現在の指定管理者について非公募の妥当性審査を行ったものでございます。

議案もついているのですが、その後ろにあります参考資料のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず53号議案の参考資料①のほうでございます。

王子本町保育園等ということでございます。指定管理についてでございます。継続して指定管理者となる法人は社会福祉法人ゆうゆうでございます。2期目の指定管理となります。平成29年度より区の待機児童解消に資する取り組みとして、区の遊休施設に分園を設けゼロ歳児の保育を行うことにより、分園の設置時以前に比べて20名の定員受入数増となっております。

3の指定管理の概要につきまして、お示しのとおりでございます。

次のページ、4の指定管理者となる法人からの提案内容のうち、中ほど(2)の現在の運営についてです。現指定管理者の運営について、評価すべき点ということで、指定管理者選定委員会の中で特徴的な3点が挙げられたものでございます。

一つ目の丸ですが、施設の環境整備と近隣施設をうまく活用した保育の展開ということ。二つ目でございますが、地域に開かれた園の運営を行っているということ。三つ目

でございますが、保護者との連携について情報量豊富なクラス便り、意見箱、おたより帳などの積極的な活用をしていくといったような特徴がございました。

次に（３）の次期の運営についてでございます。児童に対する処遇、保健衛生、安全対策、危機管理、そういったこと、また保護者意見の吸い上げ、職員の離職率改善のための処遇の見直しなどについて、改善向上の取り組みを行うということが示されてございます。

次に３ページでございますが、選定の経過及び今後の予定でございますが、こちらにつきましてもお示しのとおりでございまして、他の３園についても同様のスケジュールとなっております。

続きまして、次の西ヶ原東保育園のほうに移りたいと思います。

継続して指定管理者となる法人は社会福祉法人東萌会でございます。この園につきましては３期目の指定管理となります。管理代行の概要につきましても、お示しのとおりでございます。

次のページ、また４のこの指定管理者となる法人からの提案内容のうち、（２）の現在の運営について、こちらにつきましても先ほどの王子本町保育園と同様指定管理者選定委員会の中で評価された特徴的な３点になります。

一つは保育に関しまして、この保育園内における環境設定、近隣公園を活用した保育活動について。二つ目は給食に関しまして、調理委託業者と非常に密な連携を取り、食育活動を展開していること。三つ目は事故防止に関して法人全体で姉妹園と連携した取り組みを行っていった点が挙げられてございます。

次に（３）でございます。次期の運営についてでございますが、異年齢保育といたしまして、歳児を越えて交流を行う保育の充実、また遊具、絵本といった物的環境に加え、保育士といった人的環境の向上を目指すため、研修の充実を行っていくということ、また保護者との密接なかかわりですとか、手厚い職員配置、職員の定着強化のための検診や休暇制度の充実を行うといったような提案がございます。

次に三つ目の園のほうの説明に移ります。こちらは上十条南保育園でございます。継続して指定管理者となる法人は社会福祉法人東京都福祉事業協会でございます、こちらも３期目の管理代行となります。

２ページ目をごらんいただけますでしょうか。こちらにつきましても、指定管理者となる法人からの提案内容のうち、まず現在の運営についてご説明させていただきます。

こちらも先の２園と同様に指定管理者選定委員会の中で評価された特徴的な３点になります。

一つは職員の研修の体系、これが特に少人を想定した研修メニュー、このあたりのこと。二つ目の丸でございますが、保育園を利用していない在宅で子育てを行っている家庭向けに充実した支援活動を行っている点。三つ目ですが、保護者意向を反映させ、保育計画の策定、行事の運営を行っている点が挙げられてございます。

次に（３）で次期の運営についてです。一つ目は保育につきましても、子どもたちの主体的・協同的な活動に向け、気持ちや行動に寄り添っていくということ。二つ目ですが、外部講師による働き甲斐研修、こういったものを元にして、自己チェックを行い、職員自身の目標、狙いを明確にしていくということ。三つ目ですが、全職員で一貫した

保護者対応を行っていくという取り組みについて。四つ目ですが職員の負担軽減への配慮といったことが次期の運営の中では改善していきたいということで示されてございます。

こちらにつきましては、3ページの項目7をごらんいただけますでしょうか。3ページの下段のほうです。項目7の選定理由でございます。この上十条南保育園を除く他の指定管理者候補者につきましては、専門家による財務分析において特に課題がないといった確認がされてございます。しかし、こちらの法人につきましては、一部収益性に課題が見受けられたといったような評価結果となっております。

保育園の収益に関しましては、特に問題はないといったことではございましたが、法人全体で若干の近年赤字が続いているということでございます。これはこの法人が運営する他の福祉施設で事業規模を拡大したものの、職員が採用できず、利用者の受け入れが十分にできなかったことが原因とのことで、法人からも間もなく改善できるといったような話もありますし、財務分析結果におきましても、当法人の運営に関し直ちに問題が生じることはないといったような評価もされていることから、指定管理者候補者とするのが妥当との結論に至ってございます。

最後になります。四つ目の保育園でございまして、浮間さくら草保育園でございまして、継続して指定管理者となる法人は社会福祉法人聖華でございまして、2期目の指定管理となります。

こちら2ページ目をごらんいただけますでしょうか。指定管理者となる法人からの提案内容のうち、(2)の現在の運営についてでございます。こちら指定管理者選定委員会の中で評価された特徴的な3点になります。

一つは保育園の運営に関して法人のスケールメリットを生かしたマニュアルの活用や姉妹園との合同研修を行っていること。二つ目でございますが、英語、体育、和太鼓、太極拳、化学遊びといった子どもの興味・好奇心に豊さを与える活動を行っていること。最後の丸ですが、適切な施設管理を行っていることや、掲示物の表示等、多様な方法で保育情報を発信していることが挙げられてございます。

次に(3)次期の運営についてでございますが、乳児保育に関して担当制といたしまして、できるだけ特定の大人がかかわることで信頼関係を築いていくというやり方を進めていくこと、2番目に危機管理、安全対策に関する職員の研修及び保護者、地域住民との連携強化、そして三つ目ですが、保護者の意見聴取のために設けている仕組みについて、その認知度を上げていくこと、そして職員の定着率を高めるとともに、就職希望者に選ばれるようになるため、役職に応じた職務内容、賃金体系の確立を行うといったことが提案としてございました。

以上、4議案についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、初めに東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、続きまして東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。

それでは、次に東京都北区立王子本町保育園等の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

ご説明ありがとうございました。質問がございます。

幾つかの園で定員数より上回った現在の在籍児数があるのですが、これはどのような対応をされているということになるのでしょうか。

あと、もう一つは上十条南保育園の指定管理者の指定についての4番の(2)なのですが、現在の運営についての2番目の丸、年間で約300名の保育所体験の受け入れとこのがあるのですが、これは延べ人数ということによろしいのでしょうか。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

まず一つ目ですが、定員を超えた受け入れなのですが、保育園につきまして弾力化というような取り組みができます。つまり、初めに整備したときに保育園というのは一人当たりの延べ床面積というのが明確に定められているのですが、若干の余裕を持ってそれぞれつくってありまして、それは例えば備品が置いたりとか、そういったことにも対応できるようにということをやっているのですが、昨今の待機児童の取り組みを強力に行うために、そういった面積をかなり細かく精査しまして、床面積いっぱいまで入れられるのではないかと、ただ、職員室につきましては、その児童数に応じて職員は増配置していただくといったようなことで、そういった段取りでの取り組みをそれぞれの施設に応じてご協力いただいているといったような状況でございます。

上十条南の子育て支援の取り組みなのですが、これは延べ人数でございます。

渡辺委員

ありがとうございます。職員の人数が気になったので、質問させていただきました。

先ほど、児童館のほうの学童保育でしょうか、そちらのほうの定員というのも、たしか定員に対して少し人数も多く受け入れているというふうなことも現状であると思うのですが、職員の配置というところに関しては、きちんとやっていたかということでご安心しておりますので、ありがとうございます。承知しました。

清正教育長

よろしいでしょうか。

続いて、東京都北区立西ヶ原東保育園の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

続いて、先ほど1点ご質問が出ましたけれども、東京都北区立上十条南保育園の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。

続いて、東京都北区立浮間さくら草保育園の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、2件の条例と4件の議案につきましては、特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。

次に日程第3、第54号議案「東京都北区立学校の位置変更について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

学校支援課  
長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課  
長

それでは、第54号議案、東京都北区立学校の位置の変更について、ご説明申し上げます。

それでは、議案の1枚をおめくりください。まず説明欄です。王子第一小学校の位置

変更を行うための議案を提出するものでございます。

王子第一小学校の位置変更につきましては、東京都北区立学校設置条例を改正するために、議会に提出する議案に対しまして意見聴取として既にご審議をいただいております。

今回、教育委員会として王子第一小学校の位置変更を決定するための事案でございます。

平成30年9月1日に東京都北区立王子第一小学校の位置を東京都北区王子五丁目14番18号から東京都北区王子五丁目2番8号に変更するものでございます。

なお、変更先の住所ですが、旧桜田小学校の場所でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に報告事項に移らせていただきます。日程第4、報告第59号「中学校における特別支援教室の実施について」事務局から説明をお願いいたします。

教育総合相談センター  
所長

教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター  
所長 それでは、私から報告第59号についてご報告をさせていただきます。  
1枚おめくりいただきまして、A4判の資料をごらんください。今回補正予算を組みまして、中学校の特別支援教室を整備いたしまして、来年4月から実施する予定のものでございます。

1の要旨でございます。第三次の特別支援教育推進計画におけます多様な学びの場の整備の一つといたしまして、今まで中学校2校の「情緒障害等通級指導学級」で行われてきました特別な指導を、全区立中学校における特別支援教室の巡回指導として平成31年4月から実施をいたします。

2の現況でございます。平成29年度から王子桜中学校・桐ヶ丘中学校の「情緒障害

等通級指導学級」におきまして、特別支援教室の巡回指導の準備を開始いたしまして、ことしにつきましては、巡回拠点において試行を行っております。また平成31年度の全校導入に向けまして、補正予算を組みまして、来年度整備をいたします。区立小学校全校におきましては、平成28年度から特別支援教室におけます巡回指導を実施しております。

3の内容でございます。(1)特別支援教室の体制でございますが、小学校と同様に巡回指導教員によります特別支援教室の個別指導や、在籍学級での児童の行動観察や担任教諭との連携のほか、都費によります特別支援教室専門員の配置、臨床発達心理士等の巡回を行う予定でございます。

(2)の巡回拠点校でございますが、王子桜中学校、桐ヶ丘中学校の2校を予定をしています。

(3)の特別支援教室の導入予定でございますが、こちらはお示しのとおりでございます。

それでは、裏面をごらんください。4の経過及び今後の予定でございます。8月に保護者説明会、教育委員会にご報告、9月に文教子ども委員会に報告いたしまして、その後特別支援教室の整備を進め、来年4月に開所をする予定でございます。

5のその他でございます。東京都の計画では、特別支援教室の導入につきまして、平成30年度までに全ての小学校での設置、平成33年度までに全ての中学校での設置を目指しております。

参考でございますが、情緒障害等通級指導学級在籍生徒数の推移や23区におけます特別支援教室、中学校の導入状況をお示ししておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

私からのご報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ご説明ありがとうございます。もしかしたらセンター所長のほうとはまた管轄が違うのかもしれないのですが、この実施に当たって実際に巡回指導に当たる教員ですとか、担当者の手配の見込みというのでしょうか、そのあたりは十分になされるものと期待しているのですけれども、現在どのような状況か教えていただけたらというふうに思います。

教育総合相談センター  
所長 教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長 研修につきましては、今王子桜中学校と桐ヶ丘中学校で通級の指導学級をやっておりますので、そちらのほうの予算を使わせていただきまして、各学校で研修をやっております。

あと、教員の配置につきましては、毎年度、12月1日に学級編成の報告を東京都のほうにいたしまして、その学級編成の子どもの人数に応じまして、東京都から教員が配置される予定でございます。

清正教育長 よろしいですか。ほかにかがででしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に日程第5、報告第60号「特別支援学級の設置に関する検討結果（報告）について」事務局から説明をお願いいたします。

教育総合相談センター所長 教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長 それでは、私から報告第60号につきまして、報告をさせていただきます。  
1枚おめくりいただきまして、A4判の資料をごらんください。

1、特別支援学級の設置に関する検討についてでございます。第三次の北区特別支援教育推進計画の具体的な施策を進めるために、今後おおむね10年間の知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の設置についての方針や具体策につきまして「特別支援学級の設置に関する検討会」を4回開催いたしまして、検討を行いました。

検討会の委員は、特別支援学級設置校長会、情緒障害等学級運営協議会、校長会の代表者でございます。まとめた検討結果についてでございますが、本日も報告をさせていただきます。また教育委員会の部課長がメンバーの特別支援学級の設置方針検討会議に報告いたしまして、それを受けまして教育委員会としまして、特別支援学級の障害種別、具体的な設置場所や開設年度等につきまして検討を行い、9月中に方向性を決定してまいります。

2の検討課題及び検討結果でございますが、別添資料の特別支援学級の設置に関する検討結果（報告）をごらんください。

この方向の内容から抜粋をして説明をさせていただきたいと思っております。ですので、この報告書とA4判の最初の教育委員会資料も一緒にごらんいただければと思います。

こちらは検討課題が1から3までございますが、検討課題1と2は第三次の北区特別支援教育推進計画の課題を載せさせていただいています。

1ページ目でございます。特別支援学級の設置に関する検討会の趣旨については、こちらはごらんとおりでございます。検討内容につきましては、検討課題1、2、3とございます。

検討会の日程でございますが、5月から開始をいたしまして、4回設定をしました。2回目のところでは、豊島区立の南池袋小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の見学をさせていただいております。

4の委員名簿はごらんとおりでございます。

あと、特別支援学級の設置方針会議への報告としましては、本日の午前中を実施いたしました。

6の検討結果のことにつきましては、まとめて報告をさせていただきます。

まず検討課題1の重点施策(4)新たな特別支援学級の設置。7)自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の検討・設置の検討結果でございます。ニーズに応じた多様な学びの場の必要性や対象児童、生徒の増加への対応、保護者への要望等に応じていくために平成32年度にまず小学校から設置をいたしまして、中学校の設置につきましては、ニーズや状況等に応じて平成33～34年度に開級を目指します。開級に当たりましては、情緒障害等通級指導学級が使用していた教室等を活用することでございます。

次に検討課題2の重点施策の5、知的障害特別支援学級(固定学級)における支援の充実として、9)の児童・生徒数、通学距離に応じた特別支援学級設置校の検討・見直しの検討結果でございます。特別支援学級の児童・生徒数への増加の対応ですとか、地域的な偏在によります児童・生徒の通学距離等の負担解消などに対応するために、小学校は32年度に設置いたしまして、中学校の設置につきましてはニーズや状況等に応じて設置すること、開級に当たりましては、知的障害特別支援学級が未設置の地区を優先しまして設置をすることでございます。

最後の検討課題3、神谷小中一貫校に設置する特別支援学級についての検討です。北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想におきまして、特別支援学級を設置するに当たりましては、第三次の北区特別支援教育推進計画を踏まえるということとなっております。この課題3についても検討をいたしました。

検討結果でございます。神谷小中一貫校の開校にあわせまして、小学校・中学校にそれぞれ自閉症情緒障害特別支援学級(固定学級)のを設置・開級すること。開級に当たりましては、既に開設されています自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の通学区域を設定しまして、児童・生徒が就学する学校を明確にしておくこととございます。

それでは、最初の教育委員会の資料にお戻りいただきまして、裏面のほうをごらんください。

3、今後の予定でございます。本日の午前中に設置方針会議のほうにこちらの検討結果を報告させていただきまして、それを受けまして9月中に教育委員会としての設置方針をまとめる予定でございます。

また、今回のご報告につきましては、9月の校園長会に報告いたします。また10月以降特別支援学級の設置方針につきまして、また再度教育委員会、文教子ども委員会等に報告をさせていただく予定でございます。

4のその他でございます。(1)東京都内の自閉症・情緒障害特別支援学級の新設・設置に関する状況でございます。23区内の設置状況は、小学校は4校、中学校は3校でございます。最近の設置の状況ですが、小学校では平成25年度に文京区、平成29年度豊島区、中学校では平成30年度品川区に開設をしております。また、新たな設置に向けての検討状況でございますが、小学校では5区、中学校でも5区が検討を進めておりまして、平成31年度以降に設置を進めていく区がございます。

(2)は東京都の取り組みについては、後ほどご高覧いただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。日程第6、報告第61号「家庭福祉員の移転について」事務局から説明をお願いいたします。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 私から家庭福祉員の移転についてのご報告をさせていただきます。

1の要旨でございます。渡辺まり子家庭福祉員さん、今北区内では家庭福祉員さんが5名いらっしゃいますが、その内1名の方につきまして、自宅の転居に伴い家庭福祉員のお子さんを受け入れている場所についても移転するとの意向が示されましたので、報告するものでございます。

この移転する家庭福祉員の方でございますが、渡辺まり子様とおっしゃいまして、平成22年2月に開設してございます。5名の方を受け入れていらっしゃいまして、現在も5名の方が在籍している状況でございます。

移転先でございます。これは資料をつくった際には3-40ということで番地しかわかっていなかったのですが、最近3-40-10に移転するということが判明しまして、ちゃんと住所が新築で定まって3-40-10ということでございます。現在、志茂五丁目の15-12からそちらに移転するということでございます。直線距離ですと400メートル、道のりにすると600メートルほどの移転でございます。10月からの移転予定ということでございまして、利用児童の保護者に関しましては、昨年度中にも移転の計画があるといったようなことについては、既に説明し、利用者の方皆さんご

理解を得ている状況でございます。

私からは以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

ご説明ありがとうございました。乳幼児の保育ということに関して、ゼロから5歳というような施設がとても区民の方にはニーズが大きいのではないのかなというところがございますが、やはり家庭的保育事業ですね、これに関しましてもやはり少なからずニーズもあるかなというところがあります。例えば、どうしてもゆったりとしたところでゼロから2歳は育てたいという保護者の方や、それがとても効果的になるお子さんの状況というようなケースもございます。そういう意味では、やはりこの家庭福祉員さんというのは大切にしていけないといけないのかなというのもありますし、今後、特に滝野川の地区はまだ福祉員が配置されていない、希望者がいないというところもあると思うのですが、北区としてもこの事業をまた推進してほしいなという希望がございますので、今後継続的に支援していただけたらと思います。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

確かにおっしゃるとおりでして、家庭福祉員さん、質問以上のことを答えるかもしれないのですが、保育時間、保育所の場合は職員がシフトを組めるので、11時間以上やっているのですが、家庭福祉員さんというの是一个人の方が見ているので、開所時間も8時間で今現在こちらはご家庭の一部を使っているということもあるので、お弁当とか給食も、普通の保育ですと給食を提供するのですが、家庭福祉員に関してはお弁当を保護者の方に持ってきていただくということで、そういった点からつきましても、いろいろ確かに課題はあるのですが、ただ利用者の方はやはりこちらのほうが良いという方で、先ほど志茂の施設でも周りの保育所等に空きがあってもここは満員だったりとか、そういったような状況というのがあります。ただ、ここにつきましては特に滝野川地区の待機児解消というのは、我々も進めていかなくてはいけないので、待機児解消に資するような場所での提案がありましたら、そのときにはいろいろと支援して開設に結びつけたいなという思いはございます。

清正教育長

ほかによろしいですか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に日程第7、報告第62号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第62号、後援・共催事業に関する報告でございます。1枚おめくりをお願いいたします。1の名義使用承認報告でございます。合計で6件でございます。事業名と主催者のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「親子租税教室“都電deきつずたつくす2018”」。公益社団法人王子法人会会長でございます。

2件目、「平成30年度「体育の日」中央記念行事スポーツ祭り2018」。独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長でございます。

3件目でございます。「子育てセミナー」。家庭倫理の会北区会長でございます。

4件目、「2018北区花火会」。2018北区花火会実行委員会委員長でございます。

5件目でございます。「きたく子ども劇場あそび表現活動平成30年度後期」①から③まで事業がございます。きたく子ども劇場運営委員長でございます。

6件目でございます。「きたく子ども劇場鑑賞例会平成三十年代後期」。きたく子ども劇場運営委員長でございます。一番後ろに詳細な資料が添付してございます。

2といたしまして、事業実績報告につきましては、お示しの3件でございます。

以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。  
本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

名島委員 教育長

清正教育長 名島委員

名島委員 ありがとうございます。後援で私が所属しております日本合唱指揮者協会、JCDA合唱の祭典2018が無事に終わりましたので、教育委員会に小学校の生徒の公募でご協力いただいたりしましたので、厚く御礼を申し上げたいのと、あと北区の子どもたちの歌声の評判が非常によいということ。それから、来年指揮者協会のこのイベントが20回目を迎えまして、少し大きな節目となりますので、また今後とも、よろしくお願いま

すと申し上げたいと思います。  
ありがとうございました。

清正教育長

ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいですか。それでは、本件に関する報告は終了いたします。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第7回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。